

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		居宅介護住宅改修費等の支給
根拠条例・規則名		さいたま市介護保険条例施行規則
条 項		第 2 1 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1264)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	介護保険制度における要介護・要支援認定で要支援1・2 又は要介護1～5のいずれかであり、以下の要件を満たす こと。  在宅の要介護者(要支援者)が手すりの取付け等の一定の 住宅改修を実際に居住する住宅について行ったとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成18年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	月ごとに申請があったものを審査し、翌月に一括決定 支給を行う。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		